

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例

港区地球温暖化対策報告書制度について

建築物からの二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化を防止するため、港区は、令和2年3月に「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、一定規模以上の事業所の所有者から、毎年、事業所のエネルギー使用量と二酸化炭素排出量を届出いただき、「見える化」をすることで、事業者と区が協働し、建築物の省エネ化による二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。

制度の概要

■対象

延べ面積が1万㎡以上の区内事業所等^{※1}

■期限

毎年 **12月末**

■内容

以下の1が義務、2については努力義務

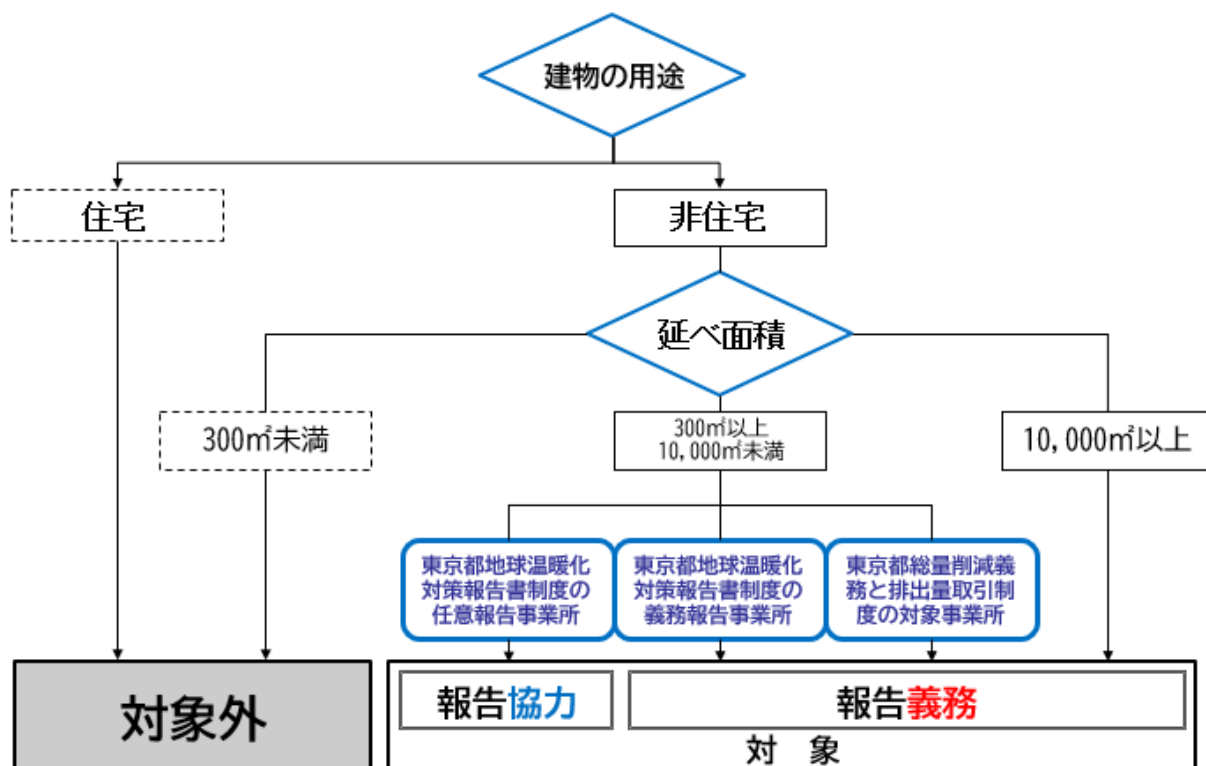
- 1 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の報告^{※2}と主な報告内容の公開
- 2 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減を更に促進する優秀水準^{※3}の達成



※複数事業所を所有する事業者は、まとめて報告できます。

- ※1 対象事業所の判定については、裏面の「対象判定フロー図」をご確認ください。
- ※2 事業所の所有者は、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の把握及び地球温暖化対策を推進できるよう、テナント事業者と協力体制を整備してください。
- ※3 省エネ取組の目標として「優秀水準」を以下のとおり設定しています。
 - ・総量削減義務と排出量取引制度の対象外の事業所:削減率年率2%以上
 - ・総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所:削減義務率+年率1ポイント相当以上

対象判定フロー図



届出書類

- 1 港区地球温暖化対策報告書提出書（区様式）
- 2 港区地球温暖化対策報告書（区様式）

東京都の地球温暖化対策報告書制度又は総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所は、都に提出している書類を添付資料として提出することで、2 港区地球温暖化対策報告書（区様式）の提出を省略できます。

上記書類は、毎年12月末までに港区環境課地球温暖化対策担当へ、電子申請又は窓口への郵送・持参により提出してください。

電子申請は、港区HPから

[トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [届出・証明・住民の手続き](#) > [電子申請サービス](#) > [電子申請が可能な手続一覧](#)

お問い合わせ先

環境リサイクル支援部 環境課地球温暖化対策担当

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号

電話番号：03-3578-2479、ファックス番号：03-3578-2489